諮問番号：令和３年度諮問第２８号

答申番号：令和３年度答申第２９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年３月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

近くのクリニックに通院しているにもかかわらず、遠い○○○の○○病院（以下「Ａ病院」という。）を受診する内容の検診命令を行うことはおかしいから、検診命令に係る移送費を出すこともおかしい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、令和２年３月１７日、審査請求人がＡ病院への交通費の給付を求める申請（以下「本件申請」という。）を行ったため、申請内容のとおり給付を行う本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、近隣のクリニックに通院しているにもかかわらず、遠方のＡ病院を受診する内容の検診命令を行うことはおかしいから、移送費を支給することもおかしい等と主張している。

　　　本件審査請求については、審査請求人に対する検診命令の違法性又は不当性を理由に本件処分の取り消しを求めるものと解されるが、審査請求人は、検診命令により令和２年３月１３日にＡ病院に赴いたため、Ａ病院への交通費について給付を求める本件申請を行ったことが認められ、この点について争いはない。

　　　処分庁は、本件申請を受け、法第１５条並びに生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助局長通知」という。）第３の９の（１）及び（２）に照らし、給付の範囲に該当するとして、申請内容のとおりＡ病院への交通費を支給する本件処分を行ったものであり、その判断及び手続に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（３）なお、検診命令は、法第２８条第１項に定められており、被保護者に対して受忍義務を負わせるものであって一定の法的影響を及ぼすものということはできるとしても、検診命令自体に、直接被保護者の権利義務を形成し又はその範囲を具体的に確定することが法律上認められているとは言えず、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１条第２項に規定する不服申立ての対象となる処分に該当すると解することはできない。

したがって、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

また、審査請求人は、処分庁等に対し縷々不満を述べているが、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和３年１１月　９日　　諮問書の受領

令和３年１１月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月２４日

口頭意見陳述申立期限：１１月２４日

令和３年１１月２５日　　第１回審議

令和３年１１月２６日　　審査会から審査庁に対し資料提出の求め（資料：令和３年１１月３０日付け社援第２７４６号。以下「審査庁提出資料」という。）

令和３年１２月２７日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１５条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第１号から第６号を掲げ、第６号は「移送」と定めている。

（２）法第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第７７条若しくは第７８条（第３項を除く。（中略））の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の（中略）健康状態その他の事項を調査するために、（中略）当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定めている。

（３）法第２８条第５項は、「保護の実施機関は、要保護者が第１項の規定による（中略）医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

（４）法第３４条第１項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と定めている。

（５）医療扶助局長通知の第３の９は移送の給付について記し、（１）は給付方針について、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。（後略）」と記し、（２）は給付の範囲について、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。（後略）」と記し、ウは、「検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合」と記している。

　　　なお、医療扶助局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査庁提出資料によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）令和２年３月６日、処分庁は、審査請求人に対して、法第２８条第１項の規定に基づき同月１３日午前９時から午前１１時までに処分庁が指定する　病院〔Ａ病院〕を受診するよう指示（検診命令）を行った。

（３）令和２年３月１３日、審査請求人は、Ａ病院を受診した。

（４）令和２年３月１７日、処分庁は、審査請求人から移送費（通院・通所交通費）支給申請書（以下「本件申請書」という。）及び領収書（以下「本件領収書」という。）を受領した。

（５）本件申請書には、「次のとおり３月分の移送費を申請しますので、支給してください。」と記載され、通院・通所先の欄にはＡ病院と、交通費（往復）の欄には８２０円と記載されている。

また、本件申請書の下欄には「通院・通所回数証明書」として、「上記〔令和２年３月１３日〕のとおり計１回通院・通所したことを証明します。」と記載され、通院・通所機関名の欄にはＡ病院の名称の記載と押印がある。

本件領収書は、領収日が令和２年３月１３日であるものが４枚で、合計金額は８２０円である。

（６）令和２年３月１７日、処分庁は、本件処分を行った

　　　なお、本件処分の通知書には、保護の種類の欄には「医療扶助」と、保護決定理由の欄には「世帯主の通院に伴う交通費について、医運〔医療扶助局長通知〕第３－９－（２）―ウにより支給」と、支給額の欄には「８２０円」と記載されている。

　　　また、本件処分に係る保護決定調書の給付区分の欄には「金銭」と記載されている。

（７）令和２年３月２３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、近隣のクリニックに通院しているにもかかわらず、遠方のＡ病院を受診する内容の検診命令はおかしいため、当該検診命令に係る移送費を支給することもおかしい旨主張する。

本件についてみると、前記２（２）のとおり、処分庁は、審査請求人に対して、令和２年３月１３日にＡ病院を受診する旨の検診命令を行い、前記２（３）から（５）のとおり、審査請求人は、同日にＡ病院を受診し、移送費として８２０円の交通費の支給を求める本件申請を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、本件申請を受け、前記１（５）の医療扶助局長通知に照らし、前記１（１）の法第１５条及び前記１（４）の法第３４条第１項に基づき、検診命令により審査請求人が検診を受ける際に負担した交通費８２０円を支給する本件処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分は、前記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

（２）なお、審査請求人は、検診命令の違法性又は不当性を主張していることがうかがえるが、法令等の定めに従い行われた本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

（３）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件審査請求についての本審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、検診命令の違法性又は不当性を主張していることがうかがえることから、検診命令について、以下、付言する。

前記第３の２の（３）のとおり、審理員は、検診命令は、処分に該当しない旨の解釈を示している。

前記第５の１の（２）のとおり、検診命令は、保護の実施機関が要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けることを命ずるものであるが、前記第５の１の（３）のとおり、保護の実施機関は、検診命令に従わないときは、保護の変更、停止、廃止等をすることができるものである。

検診命令による行政作用の内容が、抽象的な努力義務である場合には処分性を有しないと言えるが、具体的な義務を含むような場合は処分性を否定し得ない。本件の検診命令は、特定の病院において検診を受けることを具体的に指示している点で具体的な義務を課しているものと解し得る。さらに、法第２８条第５項において、検診命令に従わない場合には、保護の変更、停止、廃止等をすることができる旨が規定されており、この点においても具体的な受忍義務を課していると言え、その処分性を肯定する余地があることを付言する。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子